

## ①～⑫研究会委員発言より

**1. 現行の財務会計制度との関係**

- 現行の現金主義会計に基づく予算・決算制度を所与とすることでよいのではないか。
- 決算制度がどうあるべきかという議論ではなく、財務報告としての公会計をどうしていくべきかという議論ではないか。
- 発生主義予算を採らなくても、予算体系の改革や予算の組み方で官庁会計ベースでも活用ができるのではないか。
- 立法府による予算統制の必要上、現金主義会計を主として、発生主義会計はそれを補完する機能とならざるを得ないのではないか。
- 根本的に考え方の違う会計が2つ混じり合う状態が発生するということは、今のやり方を続けている限り、避けることができないのではないか。

**2. 財務書類（財務諸表）作成の目的**

- パブリックアカウンタビリティーといっても、誰に対するアカウンタビリティーなのかを整理すべきではないか。
- 当面は、投資家・債権者というよりは、首長・議会・住民に、

財政をわかりやすく理解してもらうためのツールをどうやって作るのかということを念頭に置いた議論がよいのではないか。

○地方公共団体職員が複式・発生主義を採用する必要性を理解できるよう、複式・発生主義のメリットについて議論を行うべきではないか。

○財務報告としてどう整備していくかという話と、持続可能性分析としてどういうものが必要かという議論は分けて考える必要があるのではないか。

○「説明責任の履行」「財政の効率化・適正化」の2点に収れんするのではないか。

### **3. 基準の統一**

○早期に統一した基準を設定すべきではないか。

○会計基準として何を置くのか（原則のみか、細則までか）、会計基準のイメージを共有する必要があるのではないか。

○企業会計と公会計に共通のものがあるはずであり、それを参照しながら公会計の目的に適合した会計基準を作っていくのが現実的ではないか。

○仮にいずれかのモデルに統一されたとしても比較可能性は担保

できないのではないか。

○全国、全団体を国際公会計基準に合わせる必要はないのではない  
か。

○基準の統一が必要なのか、あるいはモデルが分かれていてもいい  
のかというところも含めて議論が必要なのではないか。

#### 4. 基準設定主体

○地方六団体が中心となって設立すべきではないか。

○基準は継続的に見直しが必要となっていくため、様々な利害関係  
者が集まって客観的な議論ができる常設の組織が必要なのでは  
ないか。

#### 5. 団体規模による取扱いの違い

○仮に基準を統一するとしても、規模・権能が異なる地方公共団  
体が全て同じ基準で作成することができるのかについて検討すべ  
きではないか。

○会計基準は、会計の考え方について決めるものであり、(作成方  
法に差を設けるという方法はあるだろうが、) 団体規模によって  
会計基準に差を設けるべきではないのではないか。

## 6. その他

- 固定資産台帳の整備を義務付けるべきではないか。
- 連結修正・相殺消去は事務負担が大きいため、費用対効果を踏まえてどこまで求めるかを考えるべきではないか。
- 相殺取引の内容を分析・開示すべきではないか。